

第7期伊万里市障がい福祉計画

第3期伊万里市障がい児福祉計画



令和6年3月

伊万里市

## はじめに

伊万里市では、令和3年3月に「第4次伊万里市障害者計画」及び「第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画」を策定し、「支えあい 自分らしく生きるまち 伊万里」を基本理念に掲げ、障がい福祉施策を総合的に推進してまいりました。

「第4次伊万里市障害者計画」は障がい福祉施策の基本的な方向性を示す全体的な計画であり、令和8年度までを計画期間としているのに対し、障がい福祉サービスや児童通所支援などの提供体制の確保やサービスの円滑な実施について定める「第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画」は令和5年度までを計画期間としております。

この間、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行や「障害者総合支援法」、「障害者雇用促進法」、「障害者差別解消法」の改正など、障がい福祉に関するさまざまな法整備や制度改正などが行われ、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための支援が充実してきました。

このたび、国が示している基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）や市の現状、課題などを踏まえて、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期伊万里市障がい福祉計画・第3期伊万里市障がい児福祉計画」を策定いたしました。

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域でともに支えあって暮らすことができる共生社会の実現に向け、皆さまのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました「伊万里市障がい者計画等策定委員会」の小松智子委員長をはじめとする委員の皆さまと、計画策定にご協力いただきました皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

伊万里市長 深浦 弘信

# 目次

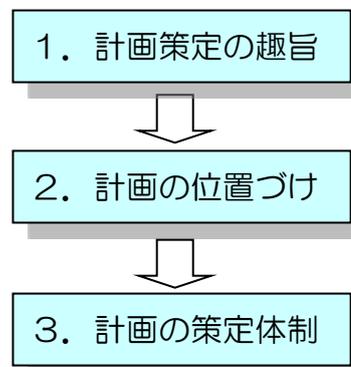
第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の策定体制	4
第2章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	7
2.	伊万里市の現況	10
3.	成果目標	16
第3章	障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策	
1.	障がい福祉サービス（訪問系サービス）	22
2.	障がい福祉サービス（日中活動系サービス）	24
3.	障がい福祉サービス（居住系サービス）	27
4.	相談支援	29
5.	障がい児通所支援及び障がい児相談支援	31
6.	地域生活支援事業（必須事業）	33
7.	地域生活支援事業（任意事業）	39
第4章	計画の推進体制	
1.	庁内外における連携	45
2.	計画の進行管理	45
資料編		46

## 「障害(がい)の表記について

伊万里市では、令和4年(2022年)3月から、人の心身の状態を表す「障害」の表記を、法令名や一部の呼称を除き「障がい」に改めています。

# 第1章 計画の策定にあたって

◆この章は次のような流れで記述しています。



## 第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法においては、障がいのある人や障がいのある児童が自立した日常生活と社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の計画的な提供について定める市町村障がい福祉計画及び市町村障がい児福祉計画の策定が義務付けられています。

伊万里市では、令和3（2021）年3月に「第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画」を策定して以降、同計画に沿って、障がいのある人や障がいのある児童の自立と社会参加の促進に向けた施策を総合的に推進してきました。

令和5（2023）年度末をもって第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画の計画期間が終了するため、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」や伊万里市の現状、課題等を踏まえ、今後の障がい福祉サービスや相談支援事業、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の必要な見込量とその提供体制の確保についての方策等を定める「第7期伊万里市障がい福祉計画・第3期伊万里市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の役割

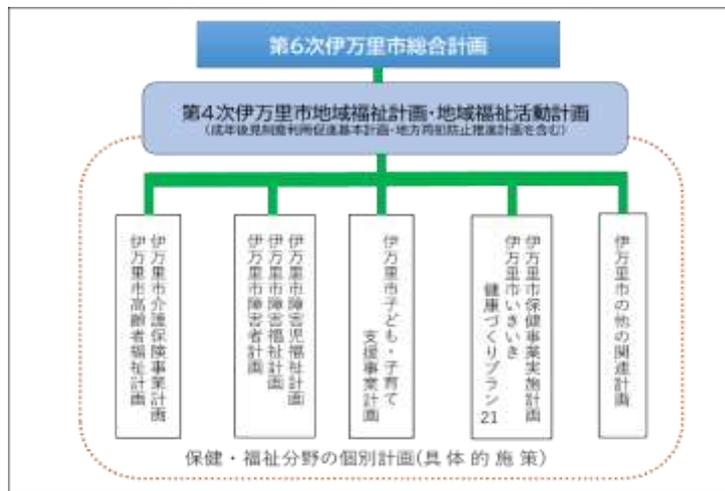
本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画として、障がい福祉サービス（訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス）、相談支援事業、地域生活支援事業及び障がい児通所支援等の、今後3年間における必要な見込量とその確保に関する方策を定めるものです。

(2) 計画の性格

本計画は、伊万里市における障がい福祉施策の基本計画となる「第4次伊万里市障害者計画」の実施計画としての性格を持つものであり、国の基本指針及び佐賀県の障害福祉計画、障害児福祉計画をはじめ、「第6次伊万里市総合計画」等の関連計画との整合、調和を図りながら、本市における障がい福祉事業の推進を図ります。

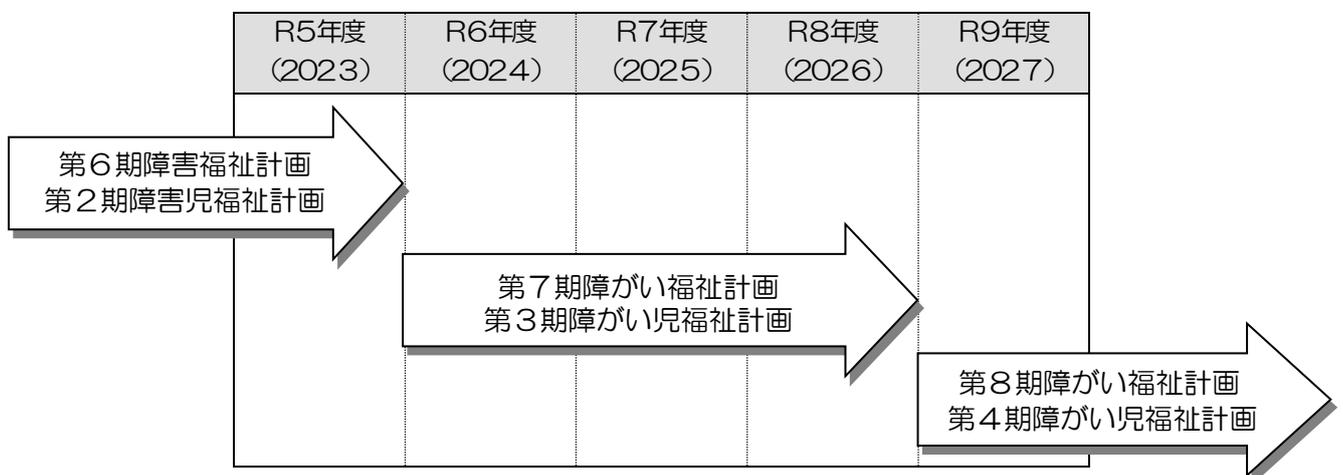
・ 関連計画との関係

「第4次伊万里市地域福祉計画・地域福祉活動計画」より抜粋



(3) 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。



### 3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、国の基本指針や第6期伊万里市障害福祉計画・第2期伊万里市障害児福祉計画の実績等を踏まえ、目標値と障がい福祉サービス等の見込量の見直しを中心に、計画策定を進めました。

#### (1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、学識経験者や障がい者団体、福祉関係団体、市民代表など16人の委員で構成する「伊万里市障がい者計画等策定委員会」を設置し、事務局が示す計画案をもとに協議を行い、計画案を作成しました。

	開催日	審議内容
第1回	令和5年 8月30日	(1)障がい者計画・障がい福祉計画について (2)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の期間における概況 (3)第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案
第2回	令和5年 11月29日	(1)計画のたたき台にかかる意見交換 (2)今後の進め方について
第3回	令和6年 2月21日	(1)パブリックコメントの結果について (2)計画案にかかる意見交換 (3)今後のスケジュールについて

#### (2) 市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施

計画原案の策定にあたり、市民意見提出手続制度により、市民の皆さまから広く意見を募集しました。

##### ① 意見募集期間

令和6年1月17日（水）～2月9日（金）

##### ② 閲覧に供した計画案

第7期伊万里市障がい福祉計画（案）

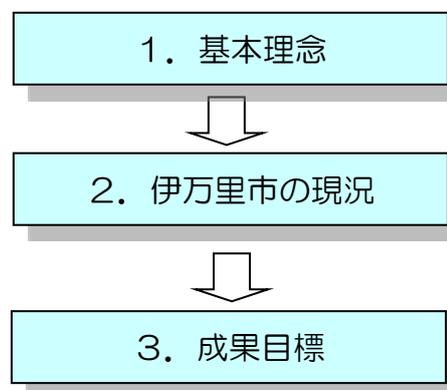
第3期伊万里市障がい児福祉計画（案）

### (3) 計画の進行管理

計画の進捗状況については、年度毎に進行管理と点検を行い、必要に応じて内容の見直し等を行うこととします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

◆この章は次のような流れで記述しています。



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に特に配慮することとしています。

#### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自ら居住する場所を選択し、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) サービス対象者の拡充と障がい種別によらない一元的なサービスの提供

障がい福祉サービスの対象を、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等であって18歳以上の人並びに障がいのある児童とし、障がい種別によらず一元的にサービスを利用できるよう、必要な情報提供等を行い、サービスの活用を促進します。

#### (3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といったニーズに対応したサービス提供体制を整えるとともに、NPO等によるインフォーマルサービス\*の提供など、地域の社会資源を最大限に活用して、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備を進めます。

特に、地域生活への移行については、地域生活支援拠点の活用や精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等を進めることとし、地域生活を希望する人が安心して生活を継続できるよう支援します。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいのあるなしに関わらず、すべての市民が支援の「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、お互いに支えあうことができる地域共生社会の実現に向け、障がいの種別や程度を問わず、さまざまな相談を受け付け、対応または専門機関につなぐなどの支援ができるよう、相談支援体制の整備に努めます。

#### (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童の健やかな育成を支援するため、障がい児相談支援や障がい児通所支援の充実を図るとともに、関係機関が連携し、各ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。特に、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する児童（以下「医療的ケア児」という。）への支援については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携し協議する場を構築します。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン<sup>※</sup>）を推進します。

#### (6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい福祉サービスの利用者の増加に伴い、将来にわたり身近な地域において安定的にサービスを提供していくには、サービスを提供する人材の確保・定着が必要です。

このため、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力ある職場であること等の積極的な周知・広報に、関係機関が協力して取り組んでいくこととします。

#### (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が社会の一員としてあらゆる社会活動へ参加し、その役割を果たすことができるよう支援します。

公共施設のバリアフリー化や社会参加を支援するサービスの一層の充実を図るだけでなく、市民に対する障がいや疾病等の特性への

理解促進のほか、自治公民館行事や子ども会行事などの身近な地域活動に参加しやすくするための工夫や配慮を促す啓発に取り組みます。

また、障がいのある人の個性や能力が発揮されるよう、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、芸術文化活動への参加や読書を通じた文字・活字情報の享受を促進します。

さらに、障がいのある人の情報の取得利用・意思疎通の推進のため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」を踏まえ、関係部署との連携を図りながら、ICT活用などを促進します。

**語句の説明**

**※ P7 インフォーマルサービス**

法律や制度に基づかない形で提供されるサービスのこと。

**※ P8 インクルージョン**

直訳すると、包含（包み込む・中に含む）という意味。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、同じ社会のなかで、個性を尊重し、能力や多様性を活かそうという考え方。

## 2. 伊万里市の現況

### (1) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳を所持している人の数は、以前は増加傾向にありましたが、平成25(2013)年度をピークに減少に転じています。

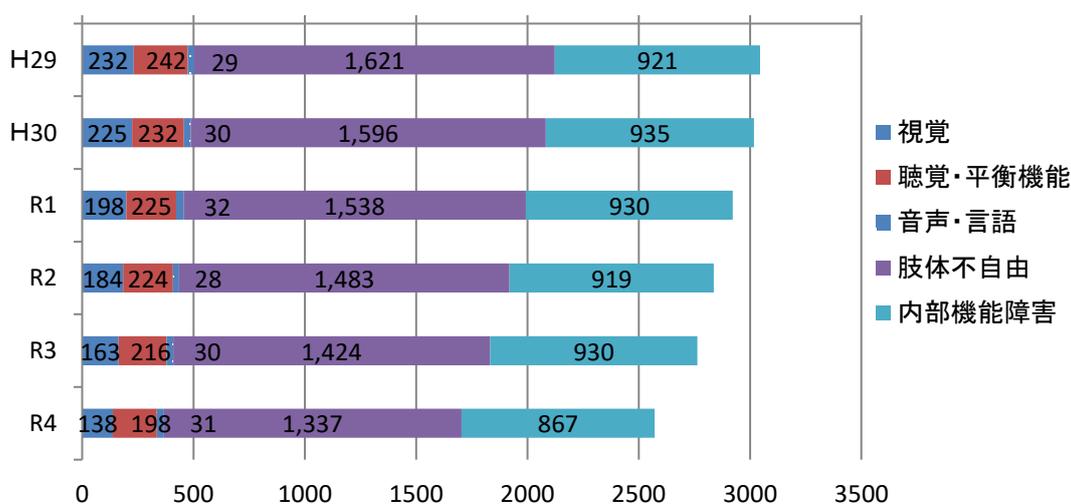
平成29(2017)年度から令和4(2022)年度までの5年間で身体障がい者手帳を所持している人は約15.5%減少しており、特に「視覚障がい」の減少率が約40.5%と顕著になっています。(表1-1)

また、等級別の人数を見ると、1級が最も多い786人で、全体の約30.6%となっています。また、一般に重度と呼ばれる1級及び2級の人は1,133人で、全体の44.1%を占めています。(表1-2)

表1-1 身体障がい者手帳所持者数の推移(各年度3月末現在)

種別	H29	H30	R1	R2	R3	R4
視覚	232	225	198	184	163	138
聴覚・平衡機能	242	232	225	224	216	198
音声・言語	29	30	32	28	30	31
肢体不自由	1,621	1,596	1,538	1,483	1,424	1,337
内部機能	921	935	930	919	930	867
合計	3,045	3,018	2,923	2,838	2,763	2,571

(単位:人)

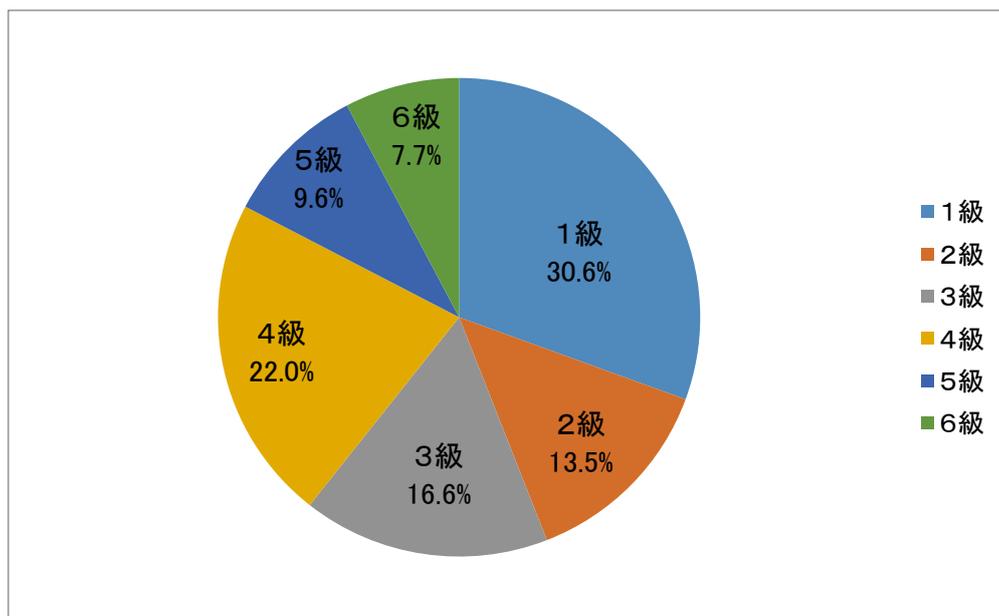


(単位:人)

表 1-2 身体障がい者手帳 等級別人数（令和5年3月末現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
手帳所持者数	786	347	426	566	248	198	2,571

(単位:人)



(2) 知的障がい者の状況

療育手帳を所持している人の数は、平成 29（2017）年度から令和 4（2022）年度までの5年間で、約4.6%増加しています。

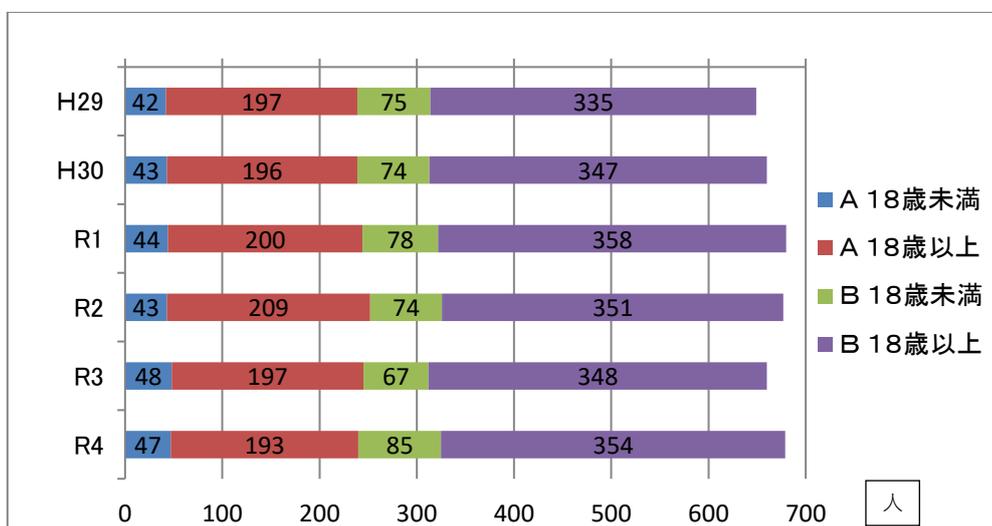
（表2）

また、等級別ではB判定の増加率が大きく、5年間で約4.2%の増加となっています。

表2 療育手帳所持者数の推移（各年度3月末現在）

手帳所持者数		H29	H30	R1	R2	R3	R4
A (重度)	18歳未満	42	43	44	43	48	47
	18歳以上	197	196	200	209	197	193
	小計	239	239	244	252	245	240
B (中軽度)	18歳未満	75	74	78	74	67	85
	18歳以上	335	347	358	351	348	354
	小計	410	421	436	425	415	439
合計		649	660	680	677	660	679

(単位:人)



## (3) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳を所持している人の数は、ここ数年、顕著な伸びを示しており、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度までの5年間における増加率は約38.5%となっています。

等級別で見ると、1級は約66.6%、2級で約34.8%、3級では約43.4%の増加率となっています。（表3-1）

また、自立支援医療（精神通院）※受給者数も増加傾向にあり、平成29（2017）年度から令和4（2022）年度の5年間で約14.8%増加するなど、精神障がい者保健福祉手帳所持者数と同様、今後も増加していくことが予想されます。（表3-2）

なお、自立支援医療（精神通院）の受給者数は精神障がい者保健福祉手帳所持者数の約2倍となっており、通院で医療を受けているものの手帳を所持していない人も多くいる現状にあります。

表3-1 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月末現在）

手帳所持者数	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1級	15	14	12	18	22	25
2級	238	252	282	297	323	321
3級	92	91	98	109	118	132
合計	345	357	392	424	463	478

(単位:人)

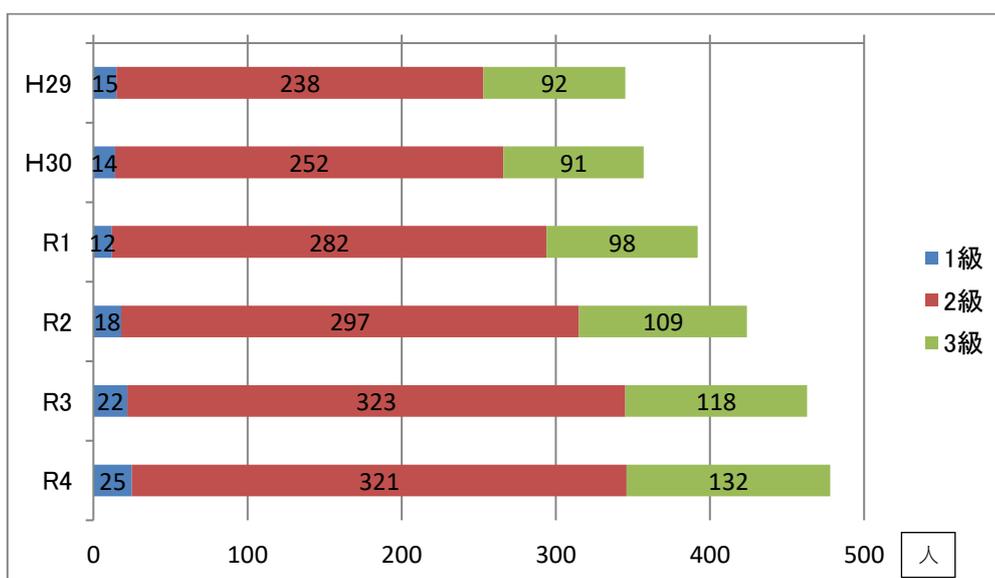
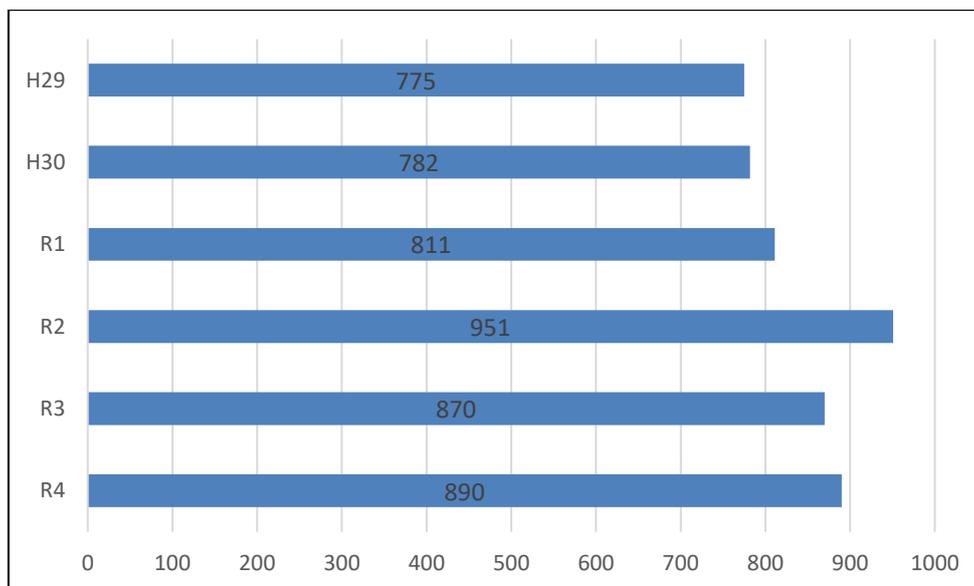


表 3-2 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度3月末現在）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受給者数	775	782	811	951	870	890

（単位：人）



語句の説明

※ P13 自立支援医療（精神通院）

心身の障がいに対する医療費の自己負担額を軽減する制度。

更生医療、育成医療、精神通院医療に分けられ、このうち精神通院医療は、うつ病や統合失調症などの疾患を対象とする。

**(4) 難病患者の状況**

平成 25（2013）年 4 月から、難病\*患者も障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等を受けられるようになりました。現時点で、366 疾病が対象となっています。（令和 3（2021）年 11 月現在）

また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣が指定する難病については、その治療に係る医療費の一部が助成されます。指定難病\*と診断され、症状の程度が一定以上の場合に助成の対象となり、令和 4（2022）年度末現在で、481 人が受給者証の交付を受けています。（表 4）

なお、医療費助成の対象となる指定難病は、現時点で、338 疾病となっています。（令和 3（2021）年 11 月 1 日現在）

表 4 特定医療費受給者証交付人数の推移（各年度 3 月末現在）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
交付数	446	451	460	486	477	481

（単位：人）

**語句の説明**

**※ P15 難病**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」においては、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。

**※ P15 指定難病**

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定める次の基準に基づき、国が医療費助成の対象とする難病。

- ・患者数が本邦において一定の人数（人口の 0.1%程度）に達していないこと
- ・客観的な診断基準が定まっていること

### 3. 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労といった課題に対応するため、令和8（2026）年度を目標年度として、次に掲げる7項目について成果目標を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を促進するため、障がい者支援施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用してグループホームや一般住宅等へ移行する人の数に関する目標値を設定します。

目標値の設定については、令和4（2022）年度末時点の施設入所者の6.0%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の人数から5.0%以上削減することとしています。

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数(A)	93人	令和5年3月31日の施設入所者数
【目標値】 地域生活への移行者数	7人 (7.5%)	Aのうち、令和9年3月31日までに地域生活へ移行する人の数 ※( )はAに占める割合
【目標値】 令和8年度末の施設入所者数	88人 (5.4%)	令和9年3月31日の施設入所者数 ※( )はAからの削減率

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある人が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関が情報を共有し、連携して支援を行う地域包括ケアシステムの構築に向け、保健、医療、福祉等の関係機関による協議の場を設置します。

項目	数値	考え方
関係機関による協議の開催回数	2回	令和8年度における開催回数
関係機関による協議への参加者数	15人以上	令和8年度における参加者数
目標設定及び評価の実施回数	1回	関係機関による協議の場における令和8年度の評価の実施回数

### (3) 地域生活支援の充実

平成30(2018)年度に有田町と共同で、多機能拠点整備型として「伊万里・有田地域障害者地域生活支援拠点※」を整備しました。令和4(2022)年度からは、面的整備型(複数の機関が分担して機能を担う体制)として整備しており、機能の充実を図るため、運用状況の検証と検討を行います。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の機能の充実	年1回	運用状況の検証及び検討の実施回数
強度行動障がい者の現状把握	年1回	自立支援協議会※における協議回数

#### 語句の説明

##### ※ P17 地域生活支援拠点

障がいの重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、常時の相談体制や緊急見の受け入れ、専門的人材の確保等の機能を備え、障がいのある人の地域生活を支える体制のこと。

##### ※ P17 自立支援協議会

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置する機関。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和8（2026）年度における福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。

また、一般就労後の職場定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率に係る目標値も設定します。

##### 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	考え方
令和4年度の年間一般就労移行者	6人	令和4年度中に、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行した人の数
【目標値】 ※( )は令和4年度実績比	8人 (1.33倍)	令和8年度中に、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人の数
	3人	上記のうち、就労移行支援事業を利用し、一般就労に移行する人の数
	4人	上記のうち、就労継続支援A型事業を利用し、一般就労に移行する人の数
	1人	上記のうち、就労継続支援B型事業を利用し、一般就労に移行する人の数

##### 就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
令和8年度に就労移行支援事業等を利用する一般就労移行者	8人	令和8年度中に、就労移行支援事業等を利用し、一般就労に移行する人の数
令和8年度に就労移行支援事業等を利用する一般就労者数のうち、就労定着支援事業の利用者	3人 (37%)	上記のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

##### 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	考え方
令和8年度の就労定着支援事業所数	1カ所	令和8年度において就労定着支援を提供する事業所数
【目標値】 就労定着率7割以上の事業所数	1カ所 (100%)	上記のうち、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所数

## 就労移行支援終了後、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

項目	数値	考え方
令和8年度の就労移行支援事業所数	1カ所	令和8年度において就労移行支援を提供する事業所数
【目標値】 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	1カ所 (100%)	上記のうち、令和8年度中に一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数

## (5) 障がいのある児童への支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の健やかな育成と発達支援を図るため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所、重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援事業所の確保に努めます。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関による協議の場を持つとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に努めます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1カ所	令和9年3月31日における児童発達支援センターの設置数
保育所等訪問支援の体制構築	1カ所	令和9年3月31日における保育所等訪問支援事業所数
重症心身障がい児等への支援	2事業所	令和9年3月31日における、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所数
医療的ケア児支援のための協議	年1回	自立支援協議会の障がい児等支援部会における協議回数
医療的ケア児支援コーディネーターの配置	1人以上	令和9年3月31日における医療的ケア児支援コーディネーターの配置数
ペアレントプログラム等の受講者数	10人以上	令和8年度において市内で実施される支援プログラム等の受講者数
ペアレントメンターの人数	1人以上	令和8年度までにペアレントメンター養成研修を修了した人数
ピアサポート活動への参加人数	2人以上	令和8年度における参加人数

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制のさらなる充実、強化を図るため、国の基本指針においては、令和8（2026）年度末までに総合的かつ専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に努めることとされています。

既に設置している基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談対応や人材育成、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所間のネットワークづくり等の充実に努めます。

項目	数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1カ所	令和9年3月31日の基幹相談支援センターの数
地域の相談支援事業所間の連携強化	年2回	自立支援協議会の相談支援部会における協議回数

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

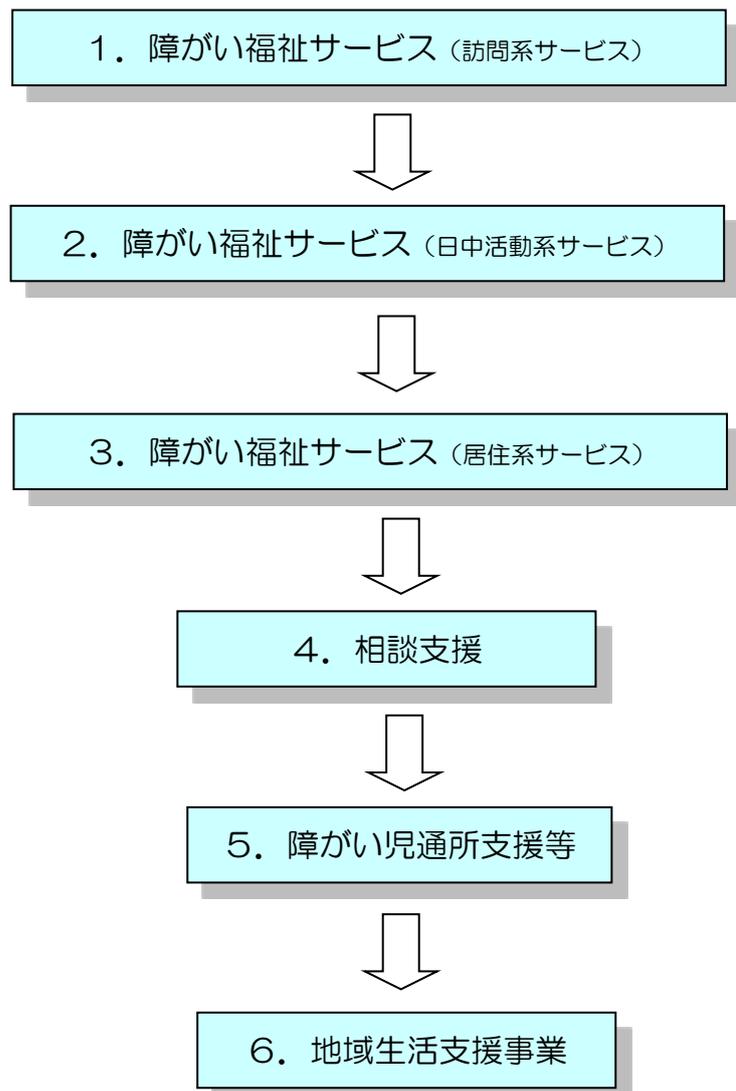
障がい福祉サービス等の多様化に伴い、多くの事業者が参入していることから、国の基本指針においては、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人にとって真に必要とされる障がい福祉サービスが提供されているかを検証することが求められています。

このため、佐賀県や障がい福祉サービス事業所と連携し、指導監査を通じた障がい福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

項目	数値	考え方
障がい福祉サービスに係る各種研修の活用	1人	令和8年度に、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に参加する職員数
指導監査結果の共有	4人	令和8年度に、県が実施する障がい福祉サービス事業所等への指導監査に参加する職員の延べ人数
指導監査結果の共有	1人	県が主催する指導監査連絡会議に参加する職員数

## 第3章 障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

◆この章は次のような流れで記述しています。



## 第3章 障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

第2章で定めた成果目標を達成するために、障がい福祉サービス等の必要な量を見込むとともに、その確保のための方策を定めます。

### 1. 障がい福祉サービス（訪問系サービス）

#### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
居宅介護	自宅での入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいで常時介護が必要な人に、自宅での入浴や排せつ、食事等の介護や、外出時の移動支援などを行います。
同行援護	視覚障がいにより一人での移動が困難な人に、外出時の移動支援や、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより一人での行動が困難な人に、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援などを行います。
重度障がい者等包括支援	介護の必要がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

#### (2) サービスの見込量

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、令和5（2023）年度までの実績を踏まえ、利用者数や利用量の伸び等を勘案し、利用者数とサービス量を見込みます。

重度障がい者等包括支援については利用の実績がなく、実施する事業所も限られていることから、令和5（2023）年度と同量を見込んでいます。

月間の訪問系サービス利用者数と利用量

サービス種類			第6期計画			第7期計画		
			R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数	見込	95	105	116	118	127	137
		実績	93	100	110			
	サービス量	見込	932	935	938	1,054	1,106	1,161
		実績	884	927	1,004			
重度訪問介護	利用者数	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
	サービス量	見込	744	744	744	50	50	50
		実績	767	644	50			
同行援護	利用者数	見込	10	10	10	10	10	10
		実績	11	9	10			
	サービス量	見込	84	77	72	75	75	75
		実績	104	69	75			
行動援護	利用者数	見込	3	2	2	2	2	2
		実績	1	1	2			
	サービス量	見込	11	9	8	9	9	9
		実績	3	5	9			
重度障がい者等 包括支援	利用者数	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

※ サービス量の単位は、時間分（月間の総利用時間）

### (3) 見込量確保のための方策

地域移行の推進に伴い訪問系サービスのさらなる利用増が見込まれるため、今後も引き続き、障がいのある人が必要とするサービスを安定的に提供できるよう、人材と事業所の確保に努めます。

## 2. 障がい福祉サービス（日中活動系サービス）

### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人に、昼間に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	身体障がい者が、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、身体機能と生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 （生活訓練）	知的障がい者又は精神障がい者が、自立した日常生活や社会生活が送れるよう、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 （B型）	一般企業等での就労が困難な人に、生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人が職場に定着できるよう、職場を訪問しての指導や助言、関係者との連絡調整などの支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話などを行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気や休養などにより介護ができない場合に、短期間、施設に入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

(2) サービスの見込量

生活介護については、令和5（2023）年度までの実績を踏まえ、市内におけるグループホームの増加に伴う利用者の増加を勘案して、利用者数とサービス量を見込みます。

自立訓練（機能訓練）は、事業所が県内に1か所しかなく、遠方で利用の見込みが少ないため、令和5（2023）年度と同量を見込みます。自立訓練（生活訓練）についても市内には事業所がありませんが、令和5（2023）年度までの実績から利用量を見込んでいます。

就労移行支援及び就労継続支援については、令和5（2023）年度までの実績を踏まえて利用量を見込むとともに、就労定着支援については、就労移行支援などを通じて一般就労に移行した人のうち、75%以上が利用することを見込んでいます。

療養介護及び短期入所については、利用が増加しており、令和5（2023）年度までの実績から利用量等を見込んでいます。

月間の日中活動系サービス利用者数と利用量

サービス種類			第6期計画			第7期計画		
			R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
生活介護	利用者数	見込	170	173	176	169	172	175
		実績	166	161	166			
	サービス量	見込	3,262	3,315	3,370	3,285	3,350	3,417
		実績	3,159	3,059	3,221			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	1	1	2			
	サービス量	見込	28	28	28	28	28	28
		実績	3	9	28			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	1			
	サービス量	見込	16	11	8	2	2	2
		実績	0	0	2			

サービス種類			第6期計画			第7期計画		
			R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
就労移行支援	利用者数	見込	17	18	19	7	7	7
		実績	12	7	6			
	サービス量	見込	195	188	181	80	80	80
		実績	180	99	78			
就労継続支援 (A型)	利用者数	見込	53	57	62	40	40	40
		実績	54	44	40			
	サービス量	見込	1,012	1,094	1,184	825	825	825
		実績	1,050	823	825			
就労継続支援 (B型)	利用者数	見込	205	217	229	223	231	240
		実績	205	206	215			
	サービス量	見込	3,280	3,442	3,613	3,845	3,998	4,257
		実績	3,404	3,391	3,698			
就労定着支援	利用者数	見込	3	6	9	9	9	9
		実績	5	9	9			
療養介護	利用者数	見込	21	21	20	21	21	21
		実績	21	21	21			
短期入所	利用者数	見込	17	16	15	27	29	32
		実績	23	25	30			
	サービス量	見込	171	156	143	209	212	217
		実績	203	207	236			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

※ サービス量の単位は、人日分（月間の利用人数×1人1月あたりの平均利用日数）

### (3) 見込量を確保するための方策

各サービスの多くは増加傾向にあり、今後も利用増が見込まれることから、安定したサービスの提供体制を確保できるよう、さまざまな事業者の参入の促進に努めます。

特に、就労支援については「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定・公表し、障がい者就労施設等からの物品や役務の積極的な調達を図ることで、障がいのある人の自立促進に努めます。

## 3. 障がい福祉サービス（居住系サービス）

### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
自立生活援助	施設やグループホームから一人暮らしに移行した人に、一定期間、定期的な巡回訪問等による支援を行います。
共同生活援助	共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護等の日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

### (2) サービスの見込量

自立生活援助については、県内で唯一の事業所が伊万里市にあることから、グループホームから一人暮らしへ移行する人の利用を新たに見込みます。

共同生活援助及び施設入所支援については、現在の利用者数を基に必要量を見込むとともに、特に共同生活援助については、市内外で施設整備が進んでいることを勘案し、必要量を見込んでいます。

月間の居住系サービス利用者数

サービス種類		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
自立生活援助	見込	9	12	16	13	15	18
	実績	7	9	12			
精神障がい者の自立生活援助	見込	7	9	12	8	8	9
	実績	5	7	8			
共同生活援助	見込	106	120	137	120	136	155
	実績	106	104	106			
精神障がい者の共同生活援助	見込	41	47	53	42	43	44
	実績	36	40	41			
施設入所支援	見込	99	99	99	92	90	88
	実績	96	93	94			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

### (3) 見込量を確保するための方策

いずれの事業も引き続き高いニーズが想定されますが、特に自立生活援助と共同生活援助については、地域移行の促進に伴いさらなる需用の増加が見込まれることから、多様な事業者の参入を促進するとともに、近隣市町と連携を図りながら必要なサービス量を確保できるよう努めます。

## 4. 相談支援

### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用を希望する人に、その人が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための計画の作成や見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している人に、住居の確保や地域生活への移行に関する支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談などの支援を行います。

### (2) サービスの見込量

計画相談支援については、令和5（2023）年度までの実績を基に利用者数を見込んでいますが、障がい福祉サービス等の提供体制の充実に伴い、利用者数のさらなる増加が見込まれます。

また、地域移行支援及び地域定着支援についても令和5（2023）年度までの実績を基に今後の利用者数を見込んでいますが、地域生活への移行と定着を支援する観点からも、利用者の増加が見込まれます。

月間の相談支援利用者数

サービス種類		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
計画相談支援	見込	157	174	194	159	162	165
	実績	150	144	156			
地域移行支援	見込	4	6	9	1	1	2
	実績	1	1	1			
精神障がい者の地域移行支援	見込	4	6	9	1	1	1
	実績	1	1	1			

サービス種類		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
地域定着支援	見込	7	8	9	6	6	7
	実績	6	5	5			
精神障がい者の地域定着支援	見込	4	5	5	3	3	3
	実績	3	3	3			

※ 利用者数は、月間の平均実利用者数を示す

### (3) 見込量を確保するための方策

計画相談支援については、障がい福祉サービス等を利用する人の増加に伴い、一人あたりの相談支援専門員が抱える件数が多くなっていることから、指定特定相談支援事業所の指定を促進し、必要な事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、一般相談支援事業所の新規参入を促進するほか、指定特定相談支援事業所に対し指定一般相談支援事業所としての認可を受けた上で機能を拡充されるよう働きかけ、事業所と人材の確保に努めます。

## 5. 障がい児通所支援及び障がい児相談支援

### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
児童発達支援	療育が必要な未就学の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいがある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のために必要な支援を行います。また施設の従業員に対する支援方法の指導などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいで児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し必要な支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成するとともに、通所支援開始後は事業者との連絡調整や計画の見直し等を行います。

### (2) サービスの見込量

児童発達支援や放課後等デイサービス、障がい児相談支援については、利用者が急激に増加しており、令和5(2023)年度までの実績と今後の伸びを勘案してサービス量を見込んでいます。

医療型児童発達支援については県内に事業所がないことから、令和5(2023)年度以降も利用がないものと見込んでいます。

保育所等訪問支援については、市内外で事業所が開設されていることから、徐々に利用が進んでいくことを勘案してサービス量を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援については、利用実績がなく県内の事業所数も限られていることから、令和5(2023)年度と同量を見込んでいます。

月間の障がい児通所支援、障がい児相談支援の利用者数と利用量

サービス種類		第6期計画			第7期計画			
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8	
児童発達支援	利用児童数	見込	59	63	67	70	73	76
		実績	53	56	67			
	サービス量	見込	439	500	569	409	429	450
		実績	355	297	390			
医療型児童発達支援	利用児童数	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用児童数	見込	107	118	131	143	150	157
		実績	124	131	137			
	サービス量	見込	1,273	1,582	1,966	1,284	1,309	1,335
		実績	1,162	1,155	1,259			
保育所等訪問支援	利用児童数	見込	1	1	2	2	3	3
		実績	1	2	1			
	サービス量	見込	4	2	4	2	3	3
		実績	1	2	1			
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	サービス量	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
障がい児相談支援 〔人/月〕	利用児童数	見込	49	54	59	65	68	71
	実績	55	52	62				

※ サービス量の単位は、人日分（「月間の利用人数」×「1人あたりの月平均利用日数」）

### (3) 見込量を確保するための方策

障がい児通所支援の利用が急激に増加する一方で、市内の通所支援事業所と障がい児相談支援事業所は、新規の参入が少なく、不足している状況となっています。今後も利用増が見込まれることから、安定したサービスの提供体制が確保できるよう、さまざまな事業者の参入の促進に努めます。

## 6. 地域生活支援事業（必須事業）

### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人への理解を深めるため、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護等のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用と認められる人で、補助を受けなければ制度利用が困難な人に、経費の助成や必要な援助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備や法人後見の活動支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚や言語機能、音声機能、視覚などの障がいによって意思疎通が困難な人に、手話通訳者、要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある人や難病患者に、日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与します。
移動支援事業	障がいにより屋外での移動が困難な人に対し、社会参加等のための外出支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業	日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する研修を開催します。

サービス種類	サービス内容
地域活動支援センター機能強化事業	在宅の障がいのある人に、創作的活動や生産活動、交流の場を提供し、地域での生活を支援します。

## (2) サービスの見込量

### ① 理解促進研修・啓発事業

障がい及び障がいのある人への市民の理解を深めるため、広報紙やホームページ等を活用しながら、佐賀県障害者月間や障害者雇用支援月間などの機会をとらえ広報活動等を行います。

#### HP や広報紙を活用した障がいへの理解を啓発する記事掲載等

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
理解促進 研修・啓発 事業	見込	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上	1回以上
	実績	1回	1回	1回			

### ② 自発的活動支援事業

これまで未実施の事業であることから、障がいのある人やその家族、地域住民等による自発的な取り組みの促進に向けた検討を行います。

#### 自発的活動支援事業の実施の有無

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
自発的活動 支援事業	見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績	未実施	未実施	未実施			

### ③ 相談支援事業

市が設置する「伊万里市障がい者生活支援センター」において、障がいのある人やその家族からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う相談支援事業を実施します。

また、地域の相談支援体制の充実を図るため、伊万里市障がい者生活支援センターに専門的職員を配置し、一般的な相談支援に加え、地域の相談支援事業所へ専門的な指導、助言を行うなど、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援事業所としての機能を備えることとし、より効果的な相談支援事業の実施を図ります。

今後、地域生活への移行をさらに促進していくことを考慮すると、引き続き高いニーズがあると想定されるため、相談件数は増加すると見込みます。

相談支援事業サービス見込量

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
障がい者 相談支援 実施箇所 数	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
一月あたり 相談支 援件数	見込	390	381	372	240	245	250
	実績	301	179	232			

※各年度月平均の件数

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人で、支援を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に対し経費の助成や必要な支援を行い、権利擁護を図ります。また、令和5年4月に開設した「伊万里市成年後見サポートセンター」と連携し、制度の利用促進に努めます。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の基本理念を踏まえつつ、令和5（2023）年度までの実績を勘案し見込んでいます。

年間の成年後見制度利用者数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
成年後見 制度支援 事業	見込	1	1	1	2	2	3
	実績	0	0	3			

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保できる体制を整備するため、高齢者福祉部門の関係機関と連携し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動支援に向けた検討を行います。

成年後見制度法人後見支援事業の実施の有無

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
成年後見 制度法人 後見支援 事業	見込	検討	検討	検討	検討	検討	検討
	実績	未実施	未実施	未実施			

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚などに障がいがあるため意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑な意思疎通を支援します。令和5(2023)年度までの実績を勘案し、今後見込まれる派遣回数を見込んでいます。

また、市役所の窓口において、さまざまな行政手続き等を支援するため手話通訳専門員を配置します。

年間の手話通訳者・要約筆記者の派遣回数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
意思疎通 支援事業	見込	38	38	37	88	88	90
	実績	96	79	88			

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るため、在宅の重度の障がいのある人に、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与します。

令和5(2023)年度までの実績を踏まえ、用具の種別ごとに今後の給付量を見込んでいます。

年間の日常生活用具給付件数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
介護・訓練支援用具	見込	5	5	6	5	5	6
	実績	0	2	5			
自立生活支援用具	見込	3	3	2	5	5	6
	実績	7	1	7			
在宅療養等支援用具	見込	7	7	8	5	5	6
	実績	3	3	5			
情報・意思疎通支援用具	見込	7	7	6	6	6	7
	実績	13	6	6			
排せつ管理支援用具	見込	478	512	547	340	340	345
	実績	335	345	340			
住宅改修	見込	3	3	3	2	2	2
	実績	2	1	2			

※交付券の枚数を件数とする。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の際の移動を支援し、社会参加を促進します。

令和5(2023)年度までの実績を勘案し、今後のサービス量を定めます。

移動支援事業サービス見込量

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
実利用者数	見込	28	31	33	26	26	26
	実績	24	26	26			
延利用時間	見込	1,687	2,307	3,155	1,353	1,366	1,379
	実績	1,274	1,433	1,354			

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する人を養成し、人材の確保に努めます。

令和5(2023)年までの実績から修了者の人数を見込みます。

手話奉仕員養成研修 年間の修了者数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
養成研修修了者	見込	10	10	10	10	10	11
	実績	6	17	10			

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

現在、市内において地域活動支援センターは設置されておらず、また、計画期間内における具体的な設置計画はありません。

地域活動支援センター実施箇所数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
実施箇所数	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

### (3) 見込量を確保するための方策

地域生活支援事業については、実施が義務付けられている必須事業と、市町村が地域の実態に応じて実施する任意事業があります。

このうち必須事業については、伊万里市では県内他市町に先駆けて基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業の充実に取り組んできましたが、障がいの多様化やニーズの増加に伴い、包括的な相談支援の重要性が高まっていることから、相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業全般のサービス水準を確保していくとともに、未実施となっている必須事業の実施に向け、関係機関と連携をとりながら検討を行います。

## 7. 地域生活支援事業（任意事業）

### (1) サービスの種類と内容

サービス種類	サービス内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
文化講座開催等事業	文化祭等の開催支援を通じて、障がいのある人の芸術・文化活動の振興に必要な支援を行います。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な人のために、点訳、音声訳などの方法により広報等の必要度の高い情報を定期的に提供する事業を支援します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

## (2) サービスの見込量

### ① 福祉ホーム事業

福祉ホームを運営する社会福祉法人等に対し、伊万里市福祉ホーム事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付することで、福祉ホームの円滑な運営を支援します。利用者の急増は見込めないため、令和5（2023）年度と同量を見込みます。

月間の福祉ホーム事業利用者数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
福祉ホーム事業	見込	1	1	1	2	2	2
	実績	1	1	2			

### ② 訪問入浴サービス事業

施設への通所が困難などの事情により、この事業を利用しなければ入浴ができない人を対象とするサービスです。サービス向上のため平成29（2017）年度から利用回数の上限を増やしたこともあり利用回数は増加しており、今後も引き続き高い必要性が認められる事業であるため、令和5（2023）年度までの実績を踏まえて、今後のサービス見込量を見込んでいます。

月間の訪問入浴サービス事業利用回数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
訪問入浴サービス事業	見込	21	22	24	18	18	18
	実績	19	16	18			

※各年度月平均

### ③ 日中一時支援事業

障がいのある人に日中の活動の場を提供し、介護者である家族の就労支援や一時的な休息を確保する事業です。

利用量は横ばいで推移しており、今後も高いニーズが想定される事業であることから、令和5(2023)年度までの実績を踏まえて、今後の利用回数を見込みます。

月間の日中一時支援事業利用回数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
日中一時 支援事業	見込	68	65	61	48	48	49
	実績	49	47	48			

### ④ 芸術文化活動振興事業

絵画や書道などの作品展や、さまざまなステージ発表を行う「伊万里市ふれあい障がい者文化祭」の開催支援等を通じて、障がいのある人の芸術、文化活動を支援します。

令和5(2023)年度までの実績を踏まえて出展者数を見込んでいきます。

伊万里市ふれあい障がい者文化祭出展者数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
芸術・文化 講座開催 等事業	見込	412	422	433	400	400	400
	実績	—	316	392			

⑤ 点字・声の広報等発行事業

視覚障がいなどにより文字による情報入手が困難な人に向け、点訳、音声訳した市の広報紙を発行します。

点訳や音声訳を担うことができる人材、団体は減少していますが、市政情報の得やすさ（アクセシビリティ）を確保するために必要な事業であることから、市内外の関係機関の協力を得ながら発行の維持に努めます。

点字・声の広報等の発行回数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
点字・声の広報等発行事業	見込	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回	年12回
	実績	年12回	年12回	年12回			

⑥ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。自動車の運転が可能となることで、社会参加を促進することを目的としており、安定的なニーズがある事業です。

令和5（2023）年度までの実績を踏まえて、今後の助成件数を見込んでいます。

自動車運転免許取得・改造助成事業 助成件数

区分		第6期計画			第7期計画		
		R3	R4	R5(見込)	R6	R7	R8
運転免許取得	見込	6	6	7	6	6	7
	実績	0	4	8			
自動車改造	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	0	2	2			

(3) 見込量を確保するための方策

地域生活支援事業の任意事業は、障がいのある人の日常生活を支えるために市町村の裁量により実施するものであり、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等と組み合わせた効果的な支援ができるよう、相談支援専門員をはじめ各関係機関と連携して取り組みます。

また、事業内容について、ホームページ等を通じた周知、広報を行い利用促進を図るとともに、障がいのある人の地域移行に伴うニーズの増加に対応できるよう、既存のサービス水準の維持に努めるとともに、多様な事業者の参入を促進します。

## 第4章 計画の推進体制

## 第4章 計画の推進体制

### 1. 庁内外における連携

精神に障がいがある人や医療的ケア児への支援について、さまざまな分野の関係機関が連携しての協議の場の設置が求められているように、障がい福祉に関する課題の複雑、多様化に伴い、障がい福祉分野だけでは解決を図ることが困難なケースが増加しています。

このため、本計画に基づき、障がいのある人に必要な障がい福祉サービス等を確保し、適切に提供することができるよう、庁内関連部局はもとより、関係機関との横断的な連携を強化します。

### 2. 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2では、計画に定める事項については分析及び評価を行い、必要に応じて計画の変更や、その他の必要な措置を講じることとされています。

本計画の着実な進行を図るため、本計画に規定する成果目標については、年に1回その実績を把握し、その時点における国や県の動向等を踏まえ、必要があると認められるときには計画内容の見直し等を行います。

資料編

## 伊万里市障がい者計画等策定委員会設置要綱

## (目的)

第1条 本市における障がい者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく伊万里市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく伊万里市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく伊万里市障がい児福祉計画（以下「計画等」という。）を策定するため、伊万里市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、計画等の策定に関し必要な審議を行い、計画原案を市長に提案する。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体等から選出された者をもって組織し、市長が委嘱する。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループ)

第6条 計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、公募に応募した市民で構成する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループ員の互選により決定する。

## (リーダー及びサブリーダー)

第7条 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

2 リーダーは、会議の結果を委員長に報告しなければならない。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第8条 委員及びワーキンググループ員の任期は、委員会が第2条の規定に基づく提案を行った日までとする。

## (庶務)

第9条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

## (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関

し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(伊万里市障害者長期行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 伊万里市障害者長期行動計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表（第3条関係）

区分	団体等
学識経験者	佐賀大学等
行政関係者	伊万里公共職業安定所
行政関係者	伊万里保健福祉事務所
行政関係者	伊万里市
医療関係者	伊万里・有田地区医師会
障がい者(身体)	伊万里市身体障害者福祉協会
障がい者(知的)	伊万里市手をつなぐ育成会
障がい者(精神)	伊万里市精神保健福祉会
障がい者	佐賀県自立支援協議会相談支援アドバイザー
障がい児	佐賀県立伊万里特別支援学校
福祉全般	伊万里市地域型在宅介護支援センター 特別老人ホーム長生園
福祉全般	伊万里市社会福祉協議会
福祉全般	伊万里市民生委員・児童委員協議会
福祉全般	伊万里市ボランティア連絡協議会
市民一般	伊万里市区長会連合会
市民一般	いまり女性ネットワーク

第7期伊万里市障がい福祉計画  
第3期伊万里市障がい児福祉計画

令和6年3月

編集・発行 伊万里市役所 健康福祉部 福祉課

〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1

TEL 0955-23-2156

FAX 0955-22-7650

E-mail [fukushi@city.imari.lg.jp](mailto:fukushi@city.imari.lg.jp)